

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

## 電気料金改定のお知らせ および約款の記載内容に関するお詫びと訂正

拝啓 平素は株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。）が提供する SOCIAL ENERGY をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度当社では、2023年4月からの新たな託送料金制度（託送レベニューキャップ制度）の導入に伴い、各一般送配電事業者から申請された託送供給等約款の認可に伴う託送料金等の見直しを踏まえ、2023年4月分の電気料金から料金改定することといたしましたのでご案内申し上げます。

毎月の電気料金に影響が出ますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。

また、2023年1月31日にお知らせいたしました、電気供給約款（低圧）において一部記載誤りおよび記載漏れがございましたので、下記のとおり訂正しております。

この度は、お客さまへご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 新料金の適用日

2023年4月分の電気料金から適用

#### 2. 変更内容

##### (1) 別紙料金表の料金単価を改定

新たな託送料金制度（託送レベニューキャップ制度）の導入にともない、各一般送配電事業者の託送料金の変更により当社がお客さまからお支払いいただく託送料金相当額が変更されるため、その分料金に反映いたします。※詳細は、約款をご参照ください。

<電気料金改定一覧>

[https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL\\_ENERGY\\_pricelist.pdf](https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL_ENERGY_pricelist.pdf)

##### (2) 附則（適用日）の追加

###### ①. 別紙料金表適用日

別紙料金表は、2023年4月から実施される各一般送配電事業者の託送供給等約款の認可に伴う託送料金等の見直しを踏まえ、2023年4月分の電気料金から適用いたします。

###### ②. 別紙料金表の適用に伴う特別措置

当社は、2023年4月分の電気料金に2023年3月31日以前の日数がある場合、2023年6月分電気料金にて2023年3月にご使用になりました電気料金における託送料金相当額について精算させていただきます。（精算時点で需給契約を解約済みの場合は精算の対象外となります。）

#### 3. 変更後の電気需給約款

[https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL\\_ENERGY\\_yakkan.pdf](https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL_ENERGY_yakkan.pdf)

#### 4. (参考)

※1. [託送料金とは](#)（出典元：経済産業省 資源エネルギー庁）

※2. レベニューキャップ制度については、各一般送配電事業者のホームページをご参照ください。

[北海道電力ネットワーク株式会社](#)・[東北電力ネットワーク株式会社](#)・[東京電力パワーグリッド株式会社](#)  
[中部電力パワーグリッド株式会社](#)・[北陸電力送配電株式会社](#)・[関西電力送配電株式会社](#)  
[中国電力ネットワーク株式会社](#)・[四国電力送配電株式会社](#)・[九州電力送配電株式会社](#)

5. 約款の記載内容に関する訂正内容（下線部）

訂正前	訂正後
<p>電気供給約款（低圧）別紙2 電源調達調整</p> <p>1. 電源調達調整単価の算定 A=卸電力取引市場調達単価 当月の<u>2ヶ月前</u>の月の15日を起算日としたその前3ヶ月において、</p>	<p>電気供給約款（低圧）別紙2 電源調達調整</p> <p>1. 電源調達調整単価の算定 A=卸電力取引市場調達単価 当月の<u>3ヶ月前</u>の月の15日を起算日としたその前3ヶ月において、</p>
<p>電気供給約款（低圧）別紙2 電源調達調整</p> <p>1. 電源調達調整単価の算定 C=調整単価（調整項） インバランス料金、離島ユニバーサルサービス調整額、容量拋出金等が発生した場合は調整単価（調整項）に含めます。別紙4に定めるものとします。</p>	<p>電気供給約款（低圧）別紙2 電源調達調整</p> <p>1. 電源調達調整単価の算定 C=調整単価（調整項） インバランス料金、離島ユニバーサルサービス調整額、<u>電源調達調整費の調整</u>、容量拋出金等が発生した場合は調整単価（調整項）に含めます。別紙4に定めるものとします。</p>
<p>電気供給約款（低圧）別紙4 調整単価（調整項）</p> <p>追加</p>	<p>電気供給約款（低圧）別紙4 調整単価（調整項）</p> <p><u>3. 電源調達調整費の調整</u> <u>毎月の電気料金に適用する電源調達調整費によって、当該年度の電気供給に要した電源調達調整費に過不足があった場合、翌年度の調整単価（調整項）にて調整させていただく場合があります。</u></p>

6. 本件に関するお問い合わせ窓口

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 10:00~18:00（平日）

今後も皆さまのご期待にお応えできますようサービス向上に努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上